

京都市火災予防条例及び京都市建築基準条例の一部を改正する条例（令和2年6月11日京都市条例第10号）（都市計画局建築指導部建築審査課及び消防局予防部予防課）

- 1 建築基準法施行令（以下「政令」という。）の一部改正を踏まえ、避難上の安全性能を有することが確認された区画部分又は避難上の安全性能があると国土交通大臣の認定を受けた区画部分には、延べ面積が500平方メートルを超える病院等における利用者の避難経路となる廊下等に排煙設備を設けなければならないとする規定を適用しないこととしました。
- 2 政令の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。
- 3 その他規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市火災予防条例及び京都市建築基準条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年6月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第10号

京都市火災予防条例及び京都市建築基準条例の一部を改正する条例

(京都市火災予防条例の一部改正)

第1条 京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第52条の2第2項各号列記以外の部分中「第112条第9項」を「第112条第11項」に改める。

(京都市建築基準条例の一部改正)

第2条 京都市建築基準条例の一部を次のように改正する。

第26条中「第112条第18項第1号」を「第112条第19項第1号」に改める。

第43条の3を次のように改める。

(避難安全性能を有する建築物等の適用の除外)

第43条の3 令第128条の6第1項の規定により区画避難安全検証法に基づき区画避難安全性能を有することが確認された区画部分又は国土交通大臣の認定を受けた区画部分については、第33条(第36条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 令第129条第1項の規定により階避難安全検証法に基づき階避難安全性能を有することが確認された階又は国土交通大臣の認定を受けた階については、第11条第2項、第18条(第3号を除く。)、第19条(第2号及び第3号を除く。)、第20条(第3号を除く。)、第21条(第1号及び第3号を除く。)、第33条(第36条において準用する場合を含む。)並びに第35条第3項及び第4項の規定は、適用しない。

3 令第129条の2第1項の規定により全館避難安全検証法に基づき全館避難安全性能を有することが確認された建築物又は国土交通大臣の認定を受けた建築物については、第11条第2項、第18条(第3号を除く。)、第19条(第2号及び第3号を除く。)、第20条(第3号を除く。)、第21条、第22条第1項、第23条、第24条第2項、第33条(第36条において準用する場合を含む。)並びに第35条第3項及び第4項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課及び消防局予防部予防課)